

保険制度について（保険担当理事より）

名古屋支部 新山 雅一

自然観察会の会場では、ある程度の危険は残っているので、そこが危険ということに参加者に事前に知らせておかななくてはなりません。あまり過度に誇張すると自然観察会そのものが怖い印象を与えてしまうし、簡単に済ませるときちゃんと認識せず事故に結ぶつく可能性があり、少し難しいのですが事実を正確に伝えることが大切です。ただ伝えるだけでなくどうやってその危険から身を守るかも教えましょう。事故が起きた時に、指導員が右往左往しては事故が事故を誘発してしまうので、指導員の間で役割分担や連絡網を打合せしておくことも大切です。事故が起きて怪我人が出た時の救急処置の方法や、参加者の気分が悪くなった時の知識と技術が必要で、最寄りの消防署などで救急処置のトレーニングを経験しておくことをお勧めします。

愛知県自然観察指導員連絡協議会（以下協議会という）が一般参加者用として加入しているレクリエーション傷害保険の補償内容：死亡・後遺症障害：590 万円、入院保険金日額：5000 円、通院保険金：通院保険日額：4000 円・昨年度より熱中症にも対応。近年の事故事例では、入院せず骨折してギブスをはめていた約 1 カ月程度の期間を入院期間相当と積算して保険金が支給された事例があります。事故時の自然観察会の責任者が準備する必要書類としては、参加者名簿と自然観察会の案内になります。協議会の会員が開催する自然観察会は保険対象となりますので、臨時の自然観察会を開催される時は事前に保険担当迄連絡をお願いします。但し、宿泊を伴う場合は適用外になります。

続いて NACS-J 自然観察指導員災害補償制度について説明します。自然指導員

であれば次の補償内容が自動で付帯されています。内容：死亡保険金：590 万円、後遺障害保険金：20 万～500 万、入院保険日額：3500 円、通院保険日額：2000 円、対人賠償：1 名 6000 万（1 事故最大 1 億 2000 万）、対物賠償：1000 万。詳細は NACS-J のホームページに掲載されていますので、確認して下さい。指導員の事故時の対応は、自然観察指導員本人が甲南保険センター：TEL 03-3264-5353 へ連絡して対応することになっています。近年の事故では、自然観察会当日の参加者名簿は必要がなく保険会社から入手した申請資料を NACS-J へ提出しました。従来の保険金支給事例：自然観察会に向かう途中にクモに咬まれて痛みが出て病院を受診して治療（¥8000 円）下見に向かう途中の交通事故で治療（¥30000 円）等。これまで説明した保険の内容について注意事項を列挙します。① 自然観察指導員の会費及び協議会の会費が未納になると全ての保険の権利を失うので要注意。② 行政や企業などの団体が自然観察会を主催・企画して、観察会の講師として派遣依頼を受けた時に謝金や報酬を受ける場合は、保険制度の適用にならない。③ 対象事故が発生した時は、概要（事故の日時、場所、原因、状況、被害者の氏名、指導員登録番号、年齢・住所）を即日保険担当に連絡して下さい。最後に私自身が今年 6 月の雨の日の自然観察会の斜面で転んで腕を 4 針縫う怪我を体験しました。先輩の会員に段取りよく丁寧な応急処置をして頂いて感謝しています。雨の日の観察会は急な場所は安全確保の観点から何か手段やルートに配慮が必要であると適切なアドバイスを頂きました。改めて事故がないように細心の注意が必要であると認識しました。